

# 一元化後のグループホームの報酬設定に関する論点

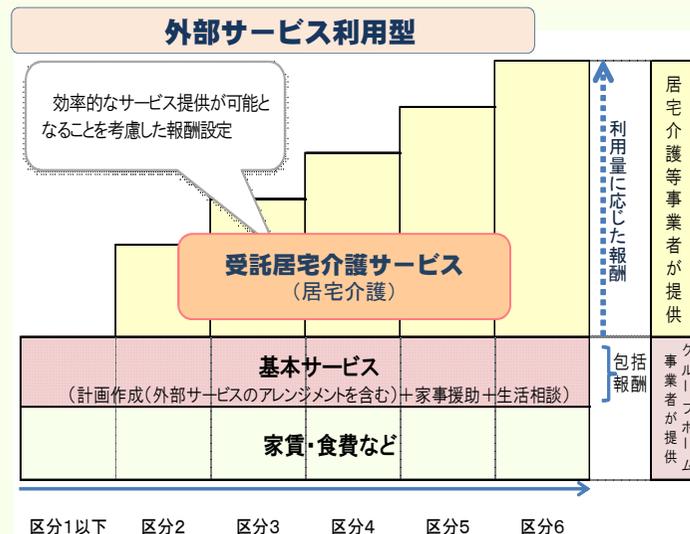
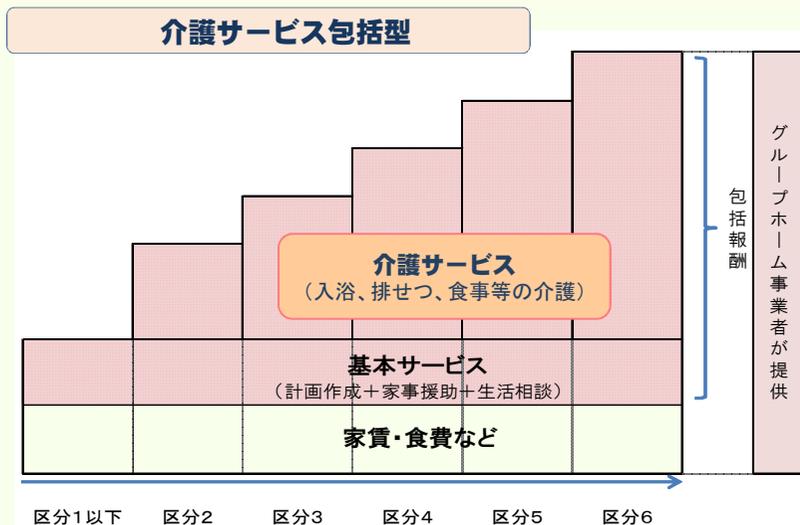
## (1) 介護サービス包括型の報酬

- 介護サービス包括型については、グループホームの従業者が介護サービスも含めた包括的なサービス提供を行うことから、**現行ケアホームと同様に、障害程度区分、人員配置に応じた包括的な報酬（基本サービス+介護サービス）として設定**することが考えられるが、どうか。
- その場合、現行、特例的に認められている重度者の個人単位のホームヘルプ利用について、どのように考えるか。

## (2) 外部サービス利用型の報酬

- 外部サービス利用型については、介護を必要としない者も利用するため、
  - ア **利用者全員に必要な基本サービス**（日常生活上の援助や個別支援計画の作成等）は、包括的に評価し、
  - イ **利用者ごとにそれぞれのサービスの必要性やその頻度等が異なる介護サービス**については、個々の利用者ごとにその利用量に応じて算定する仕組みとすることが考えられるが、どうか。
- その場合、一元化後のグループホームで外部の居宅介護サービスを利用した場合であっても、その費用が基本サービス分も含めて、**現行ケアホーム（一元化後の介護サービス包括型）とそれほど変わらない水準となるよう、安定的な運営や効率的なサービス提供が可能となること等を考慮した居宅介護の算定方法を検討する必要がある**と考えられるが、どうか。

(参考) 介護サービス包括型と外部サービス利用型の報酬のイメージ



# (参考10) ケアホームにおける個人単位のホームヘルプ利用の仕組み

ケアホームにおいては、原則として、ケアホーム事業所の従事者以外の者による介護等を受けさせてはならないが、以下の場合については、特例措置として**個人単位のホームヘルプ利用を認めている**。

## 【対象者】

- 次のいずれかに該当する者
  - 障害程度区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護の対象者
  - 障害程度区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者
    - ケアホームの個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置付けられていること。
    - ケアホームでのホームヘルプサービス利用について市町村が必要と認めること。

## 【利用可能なホームヘルプ】

- 上記(1)の対象者：居宅介護又は重度訪問介護
- 上記(2)の対象者：居宅介護（身体介護に係るものに限る。）

## 【ケアホームの報酬】

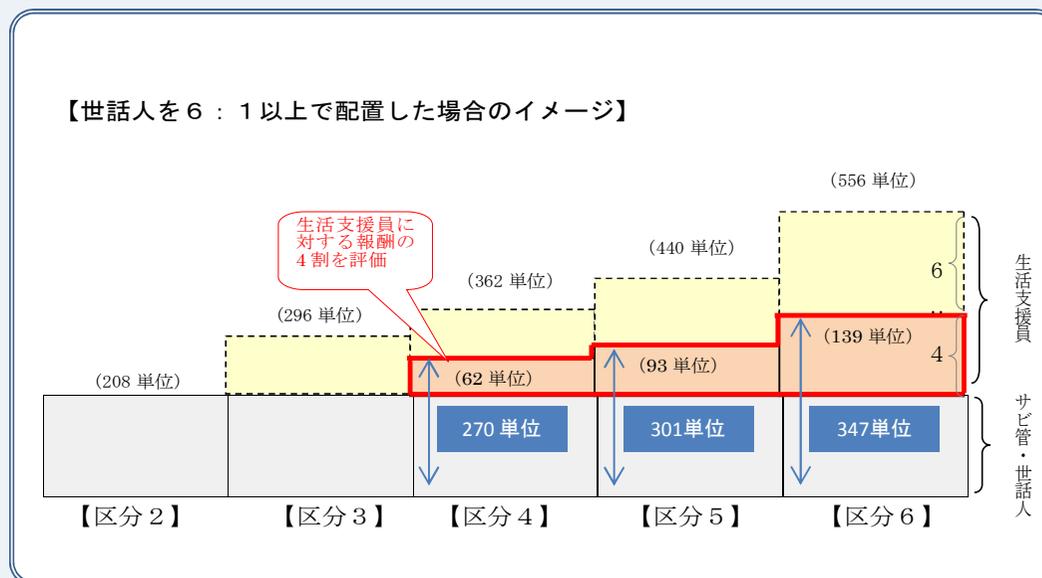
- 世話人の配置及び障害程度区分に応じ、報酬額を適用
- (例) 世話人配置6：1の場合  
障害程度区分6の者で347単位/日

## 【ケアホームの人員配置基準】

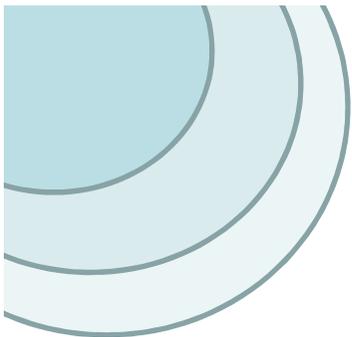
- 個人単位でホームヘルプサービスを利用する者の生活支援員の配置基準については、当該利用者の数を2分の1として算定。

## 【報酬の算定状況】

	事業所数	利用者数
総数	4,371事業所	56,243人
うち加算算定数	313事業所	1,357人
算定割合	7.2%	2.4%



(出典)国保連速報データ(平成25年4月サービス提供分)



## **IV サテライト型住居の基準等に関する論点**

# サテライト型住居の概要

- 地域生活への移行を目指している障害者や現にグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも**単身での生活を望む人がいる**
- 少人数の事業所が経営安定化の観点から、定員を増やそうとしても**近隣に入居人数など条件にあった物件がなく**、また、物件が見つかって**も界壁の設置など大規模改修が必要となるケースも少なくない**との声がある。

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえ、1人で暮らしたいというニーズにも応えつつ、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として

**ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みを検討してはどうか**

